

大雪による被害農家の皆様へ

助成金交付申請書の作成支援及び 行政手続きのご相談に応じます。

本年2月の大雪により被害を受けました農家の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。山梨県行政書士会は、このたびの災害以来、社会貢献活動の一環として、農家の一日も早い再建をお手伝いしたく、山梨県との協議を重ねて参りました。

そして、山梨県と既に結んでおります「大規模災害時における協定書」に基づき、次のとおり被害を受けた農家の皆様に対し、支援をさせていただきますので、お気軽にご利用下さいますようご案内申し上げます。

—————* 記 *—————

○ 支援の内容

1. 被災した農業用施設の撤去、再建のための被災農業者向け経営体育成支援事業助成金交付申請書（以下「助成金交付申請書」という。）の作成を支援します。
2. 被災した農家の再建に係る行政手続等について相談に応じます。

○ 申し込みの受付期間及び時間

平成26年8月1日(金)～平成27年1月30日(金)

午前は10時～12時、午後は1時～4時（但し、土、日、祭日は除きます。）

○ 作成支援及び相談の費用 無 料

○ お申込み方法

助成金交付申請書の作成支援、及び行政手続きについての相談を希望される方は、下記の電話番号にご連絡ください。

その場合、希望される方の住所、氏名、電話番号、希望される助成金交付申請書の作成支援又は相談の内容をお知らせください。

○ 行政書士会の対応

上記によりお申し込みを頂きますと、当会で担当者となる会員を選任し、お知らせします。

○ 担当会員の業務

1. 助成金交付申請書の作成支援

申し込みいただいた方に電話をし、そちらに出向く日時を相談して決めます。

相談して決めた日時に出向き、市町村長から通知されています「融資等活用型補助事業対象経営体調書」の内容に基づき、助成金交付申請書の内容等についてお話を伺い、助成金交付申請書を作成します。

作成しました助成金交付申請書は、農家の方にお返ししますので、印鑑を押印して市町村長あてに提出して頂きます。

2. 被災した農家の再建に係る行政手続きについての相談

電話でお答えできる件については、電話でお答えします。

電話でお答えすることが難しい件につきましては、そちらに出向く日時を相談して決め、相談して決めた日時に出向き、相談の内容についてお話を伺い、お答えします。

平成26年8月1日

〒400-0031

甲府市丸の内3丁目27番5号

山梨県行政書士会

電話 (055) 237-2601

FAX (055) 235-6837